

平和目的のための宇宙協力に関する日本国内閣府とドイツ連邦研究・技術・宇宙省の共同宣言  
(仮訳)

日本国内閣府と、

ドイツ連邦共和国研究・技術・宇宙省(以下、総称して「両当事者」、もしくは個別に「当事者」という)は、

1974年10月8日に署名された科学技術分野での協力に関する日本政府とドイツ連邦共和国政府間の協定を考慮し、

宇宙技術およびその応用が持続可能な開発に貢献する大きな可能性を有することを認識し、

公平かつ相互に許容可能な根拠に基づいた上での宇宙空間の探査および利用における協力強化を希望し、

両国の政府機関その他の実施主体の既存の活動を強化する新しい形態の協力促進を希望し、

両国の宇宙機関間の宇宙開発および平和目的での利用の枠組みにおける長年にわたる協力を考慮し、

両国が宇宙研究とその応用に関するいくつかの分野で共同活動を成功裏に達成した歴史を想起し、

地域レベルおよび世界レベルでの利益のための宇宙空間の平和的利用を支援するための両国の基本的な考え方を再確認し、

1967年1月27日に署名された月およびその他の天体を含む宇宙探査および宇宙利用に関する国家活動管理の原則に関する条約の規定、その他両国が締約国である宇宙利用を規制する多国間協定に留意し、

平和目的での宇宙探査および宇宙利用に関する分野における協力を受け持つ実施機関間のプロジェクト固有の取決めの策定を一層促進する包括的なフレームワーク確立を希望し、

2025年5月に、ドイツ連邦研究・技術・宇宙省が、ドイツ連邦政府の宇宙分野の権限が与えられたことを認識し、

2020年3月19日に東京及びベルリンで作成された平和目的のための宇宙協力に関する日本国内閣府とドイツ連邦共和国経済エネルギー省の共同宣言(以下「共同宣言」という。)に基づく協力を延長することを希望し、

したがって、以下のとおり同意した。

## 1. 目的

本共同宣言(以下、「JDoI」という)の目的は、平和目的での宇宙探査および宇宙利用、宇宙飛行技術およびシステムの応用、また、その商業化に関する分野における科学、技術、産業および経済の面での両国の協力を促進することである。

## 2. 法的根拠

この協力活動は、両国の法律および規制および国際規範ならびに両国が締約国である政府間協定の義務に沿って実施される。この JDoI のパラグラフ 3 で提示されている特定のプロジェクトについては、実施機関とその他のパートナー間で個別のプロジェクト協力の取決めを策定することができる。

## 3. 協力形態

本 JDoI の下での協力活動の形態は以下を含む。

- (1) 両国の科学的、実験的および産業的アセットを用いた共同プロジェクトの設計および実施、
- (2) 科学技術情報、実験データおよび共同研究活動の成果の相互開示
- (3) 宇宙科学技術分野における材料および機器の相互移転、
- (4) 科学者、エンジニア、その他関連する専門家の交流を目的としたプログラムの計画および編成、
- (5) シンポジウムおよび会合の編成、
- (6) 展示会、見本市、およびそれらに類似したその他のイベントへの参加、
- (7) 宇宙技術およびサービス分野における国際的なビジネスパートナーシップおよびさまざまな形態の共同活動の促進、そして
- (8) 両当事者の相互の同意に基づく他の形態の協力活動。

## 4. 協力範囲

- (1) ドイツ連邦共和国連邦研究・技術・宇宙省の提案に基づく暫定的な協力分野は、この JDoI の付属書に記載されており、両当事者の書面による合意によって随時修正することができる。
- (2) 協力の可能性のある分野のコンセンサスを構築するために、両当事者は、協力の可能性のある分野に関連する両国の実施機関を必要に応じて招待し、会議を開催することができる。
- (3) 本 JDoI は両国の団体のいかなる協力活動をも妨げてはならない。

## 5. 知的財産権

本 JDoI に基づく協力活動から生じる知的財産権に関する事項は、両当事者のコンセンサスによって作成された別の文書で決定される。

## 6. 紛争解決

本 JDoI の解釈または適用に起因する紛争は、第三者または国際法廷に付託することなく、両当事者間の協議または交渉を通じて友好的に解決される。

## 7. 期間、変更、および中止

(1) 本 JDoI に基づく協力は、両当事者による本 JDoI 末尾の署名の完了日に開始され、5 年間継続する。両当事者相互の書面による同意により5年間延長することができる。

(2) 本 JDoI は、両当事者相互の同意により変更または修正することができる。結果として生じるいかなる修正も、書面でのみ行われる。

(3) 本 JDoI に基づく協力は、いずれかの当事者によって随時打ち切ることができる。打ち切り予定日の6か月前までに、他の参加者に対し書面で通知する必要がある。

## 8. その他

本 JDoI は、両当事者間に法的拘束力を有する協定ではなく、国内法または国際法に基づく権利または義務を構成または生み出すものでも、構成または生み出すことを意図するものでもなく、法的拘束力または強制的な義務を明示的または暗示的に構成または生み出すものとはみなされない。

2025 年 6 月 26 日、ベルリンにて署名、英文 2 部。

日本国内閣府

ドイツ連邦共和国研究・技術・宇宙省

(氏名)

(氏名)

付属書  
ドイツ連邦共和国連邦提案の協力分野

本 JDoI の第 4 に沿った暫定的な協力分野には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 宇宙探査
- 革新的な X バンドレーダーアプリケーションおよび気候ならびに環境科学を含むリモートセンシング
- 相互運用性と標準化を含む光通信
- 宇宙状況把握、民間アプリケーションのための宇宙監視および追跡
- 宇宙法、宇宙の持続可能な利用および衛星データのセキュリティの法律に関する意見交換
- 微小重力研究および国際宇宙ステーションの利用
- 下流のビジネス、特にニュースペースを強化するための、宇宙を基本としたアプリケーション、関連する技術およびサービス
- 衛星、宇宙システム、地上セグメント、特にニュースペースを強化するための、研究開発、生産方法および運用